

部品・材料の製造・輸入事業者及び関係工業会の皆様へ

「CMJ 登録制度」ご利用のご案内

2018年1月25日改訂

一般財団法人 電気安全環境研究所 (JET)

一般財団法人 日本品質保証機構 (JQA)

CMJ 登録制度とは、電気製品の試験・認証を経済的・効率的に行うために、製品に使用される部品・材料を事前に評価（試験・工場調査）・登録し、製品試験時にその結果を活用する制度です。

また、登録後も毎年フォローアップが行われ、継続的に適合性が確認されます。

CMJ 登録制度にご登録いただくと、その部品・材料を使用した電気製品が試験・認証を受ける際に、複数の認証機関（電気用品安全法の登録検査機関及びSマーク認証機関）において、部品・材料の登録内容の結果を活用することで、試験期間短縮、費用の軽減等の合理化を図ることができ、ユーザーであるセットメーカーの部品・材料選択時の優位性が図られることとなります。

現在 CMJ 登録機関である JET 及び JQA では、事業者の皆様にとってメリットにつながるサービスをご提供させていただいておりますので、この機会に「CMJ 登録制度」を是非ご利用いただきますようご案内申し上げます。

【備考】本資料は 2014 年 1 月 1 日付で改正施行された電気用品の技術上の基準を定める省令（技術基準省令）及び技術基準解釈に基づいて、従来 of 省令第 1 項は削除（別表第四及び別表第八のみを記載）、省令第 2 項は解釈別表第十二に修正しています。

1. CMJ 登録のメリット

(1) 市場性の向上

電気製品メーカーが部品・材料を選択する際にCMJ登録品を優先的に自社製品に採用するため、CMJ登録は大きなセールスポイント／差別化となり、CMJ登録品は市場性が高まります。

(2) 規格の要求事項の証明

代表的な部品・材料試験規格をCMJ登録項目として提供していますので、試験規格の要求事項を満たした安全な部品・材料であることが証明出来ます。

(3) 製品試験時に部品・材料の提出が不要

CMJ登録が無い部品・材料の場合、電気製品メーカーが製品試験時に部品・材料メーカーへ部品・材料サンプルの提出を要求する場合があります。事前にCMJ登録しておけば、製品試験時に部品・材料サンプルの提出が不要となります。

2. CMJ 登録品の種類

登録対象		試験規格	備考
部 品 関 係	①サーモスタット	JIS C 9730-2-9 (IEC60730-2-9) 別表第八 1(3)ホ及びへ	※
	②機器用被覆電線の難燃性試験 (F マーク) 及び 耐電圧試験 (K マーク)	別表第八 1(10)ト(ロ) 及び 二(二)	
	③雑音防止用コンデンサ	JIS C 5101-14 (IEC60384-14)	
	④電動機進相用コンデンサ	JIS C 4908 (IEC60252-1)	
	⑤機器用スイッチ	JIS C 4526-1 (IEC61058-1)	※
	⑥電流ヒューズ	JIS C 6575 シリーズ (IEC60127 シリーズ)	※
	⑦耐トラッキング差込みプラグ	別表第四 6(1)リ(二) 別表第四 6(1)ヌ 別表第八 2(50)イ(ヌ)	
材 料 関 係	①絶縁物の使用温度の上限値の 確認試験	電気用品調査委員会の定めた「電 気用品に使用される絶縁物の使用 温度の上限値及び試験方法」	
	②熱可塑性プラスチックのボール プレッシャー試験	電気用品調査委員会の定めた 「ボールプレッシャー試験方法」	
材 料 関 係	③0.1mm ビカット軟化温度試験	JIS C 60065 (IEC60065) (JIS K 7206 (ISO306) 準拠)	
	④外かく用合成樹脂材料の水平 燃焼試験	電気用品調査委員会の定めた 「電気用品に使用される外郭用合 成樹脂材料の水平燃焼試験方法」	
	⑤印刷回路用積層板の垂直燃焼試験	電気用品調査委員会の定めた 「電気用品に使用される合成樹脂 材料の垂直燃焼試験」	
	⑥合成樹脂材料の垂直燃焼試験	電気用品調査委員会の定めた 「電気用品に使用される合成樹脂 材料の垂直燃焼試験」	
	⑦グローワイヤ試験	JIS C 60695-2-12 (IEC60695-2-12) 及び JIS C 60695-2-13 (IEC60695-2-13)	
	⑧耐トラッキング性 (CTI) (電源プラグ用途に限る)	JIS C 2134 (IEC60112)	

※ : JET にて CB 証明書付試験成績書の発行が可能

3. CMJ マーク

CMJ 登録制度において、登録された部品・材料に表示することができます。



又は CMJ

また、機器用被覆電線の難燃性試験（F マーク）及び耐電圧試験（K マーク）については、電線の被覆に次の表示を付すことができますが、F マークの代わりに CMJ マークを付すこともできます。

F マーク : 「 - F - 」 K マーク : 「 - K - 」

4. スムーズに CMJ 登録ができます

CMJ 登録機関では次のような方法で、登録までの期間の短縮と費用の軽減が可能となります。

(1) IECEE-CB 制度に基づく CB 証明書の活用

登録を希望される部品の「CB 証明書付試験成績書」をご提出いただくことで、試験期間が短縮され、確認・試験費用の軽減が図られます。

(2) 海外認証機関の工場調査との同時実施

CMJ 登録機関が海外認証機関の代行で工場調査を実施している工場にあっては、当該工場調査結果を活用することで、CMJ 登録にかかる費用の軽減が図られます。

(3) 出張試験での対応

貴社でお持ちの試験設備を有効活用させていただき、CMJ 登録機関職員の出張試験とさせていただくことにより CMJ 登録時の期間短縮と試験費用の軽減が図られます。

(4) IECEE-CB 制度に基づく NCB（認証機関）が発行した認証結果の活用

IEC 規格による認証を取得されている CMJ 登録対象部品については、お申込みの際し、認証書をご提出いただくことで、試験時に当該部品にかかる試験期間の短縮と確認・試験費用の軽減が図られます。

5. CB 証明書の発行が同時にできます

CMJ 登録制度への登録の際し、技術基準解釈別表第十二による試験を実施した場合には、ご希望により「CB 証明書付試験成績書」を発行します。発行された CB 証明書付試験成績書は、IECEE-CB 制度に加盟する NCB（認証機関）で試験結果が活用することができます。

【お問い合わせ先】

一般財団法人
電気安全環境研究所 (JET)

東京事業所 カスタマーサービスグループ
TEL: 03-3466-5234
FAX: 03-3466-9219
E-mail: tokyo@jet.or.jp
<http://www.jet.or.jp/>

一般財団法人
日本品質保証機構 (JQA)

安全電磁センター 認証部 認証課
TEL: 042-679-0126
FAX: 042-679-0170
E-mail: jtp-safety-cert@jqa.jp
<http://www.jqa.jp/>

CMJ とは :

「電気用品部品・材料認証協議会」の英文名“Certification Management Council for Electrical & Electronic Components and Materials of Japan”の略称。

CMJ 登録制度の円滑な運営、普及促進等を図るため、1990年4月に学識経験者、製造事業者団体、登録機関 (JET、JQA) 等 15 団体で構成される協議体として発足。現在、材料部会、サーモスタット部会、Fマーク部会及び電子部品 WG において、登録する部品・材料毎の各種検討を行っています。

CMJ 事務局 (認証制度共同事務局) :

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-8-10 セイコー虎ノ門ビル 5 階
TEL: 03-5510-3211 FAX: 03-5510-3213
<http://www.s-ninsho.com/>